

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	ゲ	名称	下市特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	1,053 ha
指定期間	平成26年11月 1日 から 平成36年10月31日まで				
指定区域	大字善城と大字原谷の境界と国道三百九号線との交点を起点とし、大字原谷と大字伊邑の境界を東進し、大字原谷と大字栃本の境界点に至り、同所から大字栃本と大字伊邑の境界及び大字栃本と大字広橋の境界を南進し、大字栃本と大字石堂谷の境界点に至り、同所から大字石堂谷と大字長谷の境界を南西進し、大字石堂谷と大字梨子堂の境界点に至り、同所から大字梨子堂と大字長谷の境界を南西進し、大字梨子堂と大字平原との境界点に至り、同所から大字平原と五條市の境界を西進し、北進し大字平原と大字栃原との境界点に至り、同所から大字平原と大字栃原の境界を北東進し、大字平原と大字原谷との境界点に至り、同所から大字原谷と大字栃原の境界を北東進し、大字原谷と大字善城との境界点に至り、同所から大字善城と大字栃原、大字下市、大字阿知賀及び大字伊邑の各境界を通り起点に至る一円の区域				

参考図面

